

人口の動き

	4月1日現在
総人口	37,325人
男	18,403人
女	18,922人
(昨年同月)	+639)
世帯数	9,534戸
(昨年同月)	+310)
	住民登録人口より



とじておくとべんりです。

ぼくらの鯉が 大空を泳ぐよ

—園児と母が鯉のぼり作り—

5月5日は「端午の節句」
これに先がけ4月24日、三和保
育所では、園児がお母さんと一緒
に鯉のぼり作りをしました。この
鯉は布製、長さ3足の立派なもの
で、もうすぐ大空に泳ぐ鯉を園児
は今から楽しみにしています。

広報メモ



晩春から初夏へ移りかわる五月
は新緑の季節です。青葉の中を泳
ぐ鯉のぼりは五月と男の子を象徴
する風物詩でしょう。

ヨーロッパでは、三月の風、四
月の雨、五月の花という言葉があ
るように、五月は花の月として毎
年待ちこがれています。サクラの
花で代表されるわが国では、四月
を花の季節とされ、五月は若葉の
季節とされてきました。

「おくの細道」の著者、芭蕉
は、卯月朔日（陰暦の四月一日）
あらたふと青葉若葉の日の光りと
詠みました。陰暦を太陽暦に換算
し直せば一カ月以上のズレがあり
ますから、この句は大体五月の上
旬のことでしょう。野にも山にも
若葉が繁り、まぶしいほどに光っ
て見えます。

新緑の間をとって、若葉の
おいを運ぶ風を「薫風」といい、
一年中で一番よい気候とされてい
ます。やがてくる六月の雨季の前
の一カ月、思う存分、太陽の光を
浴びながら、緑の風を胸いっぱい
満喫しましょう。

5月12日～21日、春の全国交通安全運動
ありがとう・笑顔で守ろう・こどもと老人



無謀運転による悲惨な交通事故車

つ一つ検討してみますと、過労による居眠り運転、飲酒や無理な追い越しといった無謀運転が原因で発生した例が多く、自動車を運転するドライバーひとりひとりが、交通の基本ルールを守るという自覚に欠けているといえそうです。

これらの実態を踏まえて行われる今年の春の

交通事故発生		
年次	件	県
45	年	12,
46	年	11,
47	年	10,
48	年	9,
49	年	7,
50	年	2,
(4月29日)		

年 次	県 内		管 内	
	件 数	死者	件数	死者
45 年	12,384	317	650	35
46 年	11,483	264	579	14
47 年	10,121	294	498	30
48 年	9,100	279	462	25
49 年	7,601	172	410	10
50 年 (4月29日)	2,225	80	111	8

安全思想の普及

ていくもの”という事です。

交通ルールの基本は、他人に迷惑をかけないということだと自覚すれば、最近の死亡事故の原因となつている過労・飲酒・無免許運転といった危険な行為はできないはずです。このような行為は単に交通違反だけでなく、殺人・傷害の予備行為にも等しいものであり、行為者は当然に厳しくその責任を追求されることになるのです。

この春の交通安全運動を通じてまず増勢傾向にある死亡事故に、カッシリと歯止めをかけ、子どもや老人が交通事故の被害者とならないよう、誰れもが安心して通行することのできる道路環境の整備をしたいものです。

お知らせ

市民と市長の面談日

午前9時～12時

毎年四月に行われる「春の全国交通安全運動」は、統一地方選挙などの関係で、今年は五月十二日から二十一日まで実施されることになりました。

交通事故は、全国的に昭和四十五年をピークに年々減少し、昨年とはとくに県内の交通事故死者が、百七十二人と一昨年比べて三八・四割減少し、加茂警察署管内でも十人と六〇割の減少を示しました。これは、県民、市民のみならずの交通安全への意識が高まった結果だといえるでしょう。

しかし、今年は四月二十九日現在、すでに県下で八十人、加茂署管内で八人という死者が出ており、これを昨年に比較してみますと県下で三十七人、管内で六人増えています。こうした事故を一

老人・子どもの安全強化

死亡者を〇にしよう

文化

安全運動は、国民の自覚と意識をさらに高め増える傾向にある交通死亡事故に、何んとか歯止めをしたい悲願がこめられています。

そして、とくに弱い立場にある「子どもと老人」の事故防止と「住みよい生活環境」の実現が、この運動の重点とされています。

けることを目的としています。

私たち誰れもが交通事故を起こすと思い自動車運転し、道路を通行することはないはずで、ところがちよつとした油断、心のスキが事故へとつながっています。

道路を通行しているのは自分だけでなく、多くの人が利用しているのだということを自覚すれば必然的に交通ルールを遵守しなけ

ればならないということが判るはずです。それにはまず、道路交通の場では、他人に迷惑をかけるような行為を絶対にしないということが基本となります。すなわち安全は、ひとりひとりがつくり守っていくもの"ということとです。

交通ルールの基本は、他人に迷惑をかけないということだと自覚すれば、最近の死亡事故の原因となっている過労・飲酒・無免許運転といった危険な行為はできないはずです。このような行為は単に交通違反だけでなく、殺人・傷害の予備行為にも等しいものであり、行為者は当然に厳しくその責任を追求されることになるのです。

市消防団の新役員

▽團長—木沢陸美(三)▽副團長
加納忠幸(太)渡辺和隆(下)岸達
雄(加)

- ▽第1分団長 宮嶋崇好(太)
- ▽第2分団長 渡辺敏明(本)
- ▽第3分団長 酒向勇一(山)
- ▽第4分団長 春見武紀(蜂)
- ▽第5分団長 間宮武男(加)
- ▽第6分団長 大矢碩郎(伊)
- ▽第7分団長 酒向紘一(三)
- ▽第8分団長 渡辺鍾(下)
- ▽ラッパ隊長 片桐久之(山)

昭和50年5月号 みのかも市報 (2)

山手小にスクールゾーンを設置

交通規制内・速度制限30キロ

山之上街道は通学時、一方通行



新しい通学路を通う児童たち

市内九番目の小学校として、山手小学校が四月から開校し、下古井地区と太田町の一部から六百二十名の児童が、この学校へ通学しています。

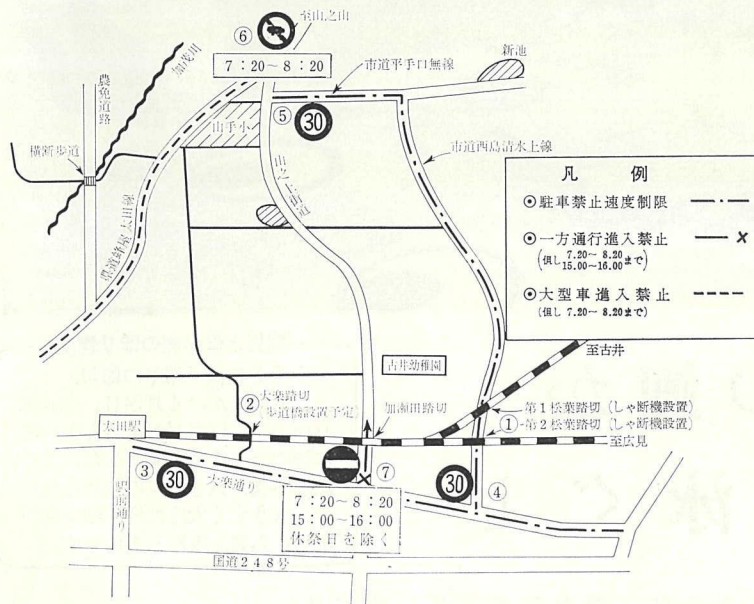
しかし、この学校の通学区域は市の中心部にあたり、しかも通学路には国鉄高山線、太多線の踏切が国道、県道、市道の重要路線が交差して、いわゆる危険区域です。

そこで開校前、通学路の決定に伴い、通学児童の安全対策を何度も検討し、通学路における駐車車両の排除や速度制限、踏切道の安全確保などを主眼とした、次のとおりの安全施設の整備、交通規制を行いました。

【安全施設の整備】

- ・第一松葉踏切（高山線）のしや断機の設置（表中①）
- ・大衆踏切に歩道橋の設置（予定②）

山手小学校通学路に設けられた交通規制図



- ・道路区画線の設置（道路に歩行者用の白線）

【交通規制】

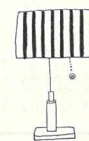
- ・市道太田駅～太田橋線③（通称大築通り）、市道西島～清水上線④市道平手～口無線⑤の駐車禁止、速度制限（30キロび）

県道蜂屋～太田線⑥の通学時間帯（午前7時20分～午前8時20分）の大型車進入禁止

・加瀬田ノ第一踏切道⑦（通称山之上街道）の通学時間帯（午前7時20分～午前8時20分、午後3時～午後4時）の一方通行規制

この他、横断歩道の設置、一時停止カ所を設けましたが、一部進入禁止など行った関係で、みなさん到大変迷惑をおかけしますが児童を交通事故から守るためにご協力下さい。

ましらせ



今月中旬から

事業所統計調査

5月15日から、全国一斉に事業所統計調査が実施されます。この調査は、国内のすべての事務所、商店、工場、営業所、病院など、いわゆる事業所を対象とした調査で「事業所の国勢調査」といわれています。

調査内容は、事業所の名称所在地、経営組織、事業の種類従業員数など、この調査結果により、事業所の地区別、産業別、規模別分布などがわかり、地域開発、都市計画、交通対策など行政施策に役立てます。

本市では、5月上旬から委嘱された調査員三十五名が、各事業所に調査の依頼をして回りますのでご協力下さい。

都市計画法が改正

開発(3千平方メートル以上)に届出

昭和50年4月1日から、都市



住民の要望にこたえて側溝清掃に汗を流す「すぐやる係」係員たち

処理率94.5%

電話でもすぐ出動

活躍する「すぐやる係」

「ハイすぐ参ります」と電話一本で市民の要望に答える「すぐやる係」が設置されてもうすぐ四年市では、みなさんが住みよい環境で快適な生活ができるよう、各課それぞれ仕事と取り組んでいますが、それでも十分とはいえず、「すぐやる係」は、少い経費で簡単に出来るものを早く処理し、要望苦情などにお答えしようというものです。

住民とのパイプ役

昭和四十六年九月に新設されたこの係に、三月までに電話、および来庁による要望、苦情の申し込みは二、八九七件。このうち係で処理したものは二、七三八件。処理率は実に九四・五割にもな



教育長 小池希一

市教育長の就任にあたり

「誠実をもって努力」市民のみなさま、ますますご精祥のことと存じ、お慶び申し上げます。つい最近、山手小学校が開校いよいよ学校施設は充実してまいりました。しかし、山之上、三和の各小学校のプール建設、

東中学校の増築など多くの仕事もひかえています。また、市史の編さん、学校給食センターの運営、市民体育の振興など学校教育、社会教育、保健体育など、教育委員会としての仕事は山積しています。そして、これらの内容の充実には最も大切なことで、今後一層力を入れなければなりません。四月から教育長に就任し、今更ながら責任の重大さを、ひしひしと感じています。浅学非才極めて微力な私ですが、誠実に精いっぱい努力いたす覚悟ですので、何とぞ前任者同様格別のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

お知らせ

投票区	今	前回
太田上	22	57
中	62	60
下	67	85
西	67	69
古井第一	56	49
古井第二	62	99
古井第三	67	33
古井第四	68	80
古井第五	63	12
古井第六	52	21
古井第七	54	38
山之上	83	09
第一	83	09
第二	84	06
第三	84	06
上峰屋	77	12
中峰屋	77	12
下峰屋	80	14
加茂野	85	15
伊深	79	59
三浦	92	07
川屋	93	36
甘光	93	36
小光	79	52
則岡	75	83
為岡	74	46
牧野	70	57
市平均	68	33

4月13日に行われた県議選の投票結果は次のとおりです。

県議選の投票率

7月1日から



印鑑証明が変る登録者に手帳交付

市議会第一回定例会で「市印鑑条例」が制定され、七月一日から実施されることになりました。印鑑証明は、今日の社会において極めて重要な役割を果しており、最近の経済活動の拡大と人口の流動の激化により、その利用はますます増加し、それに伴いトラブルも多発し、市民のみなさんの利益を保護する上に、非常に困難をきたしてききました。そこで国においてもこの現状を重視し、全国的に統一した現代に適した取扱いを必要とし、その要領が示されたもので、これに基づいて制定（実施）するものです。▽その主なものは：

登録者に交付される印鑑手帳



申請の種類と必要なもの

種類	こんなとき	申請人	持ってくるもの
印鑑登録申請	・新たに登録の廃止申請後、別の印鑑登録届出後、登録しな	本人	・登録する印鑑（本人が確認できる書類（免許証、保証書など））
		代理人	・登録する印鑑（認印でも可） ・委任を証する書面
印鑑登録証再交付申請	・登録証を汚損、またはき損したとき	本人	・印鑑登録証 ・印鑑（認印可）
		代理人	・本人の印鑑登録証 ・代理人の印鑑（認印可）
印鑑登録証亡失等の届	・登録証を紛失、または判読できな	本人	登録してある印鑑
		本人	・印鑑登録証 ・印鑑（認印可）
印鑑登録廃止申請	・登録印鑑を亡失したとき ・使用したとき ・転出するとき	本人	・本人の印鑑登録証 ・委任を証する書面 ・代理人の印鑑（認印可）
		代理人	・本人の印鑑登録証 ・委任を証する書面 ・代理人の印鑑（認印可）
登録事項変更届	・転居のとき ・氏名変更したとき	本人	・印鑑（認印可）
		代理人	・代理人の印鑑（認印可）
印鑑登録証交付申請	必要なとき	本人	・印鑑登録証 ・印鑑（認印可）
		代理人	・本人の印鑑登録証 ・代理人の印鑑（認印可）

鑑は持参する必要がないなどです。▽本人の確認登録申請には、申請者が本人であることを証明する書面（官公署の発行した運転免許証、許可証、本人の写真をはった身分証明書、外国人登録証明書、または市内に印鑑登録している方の保証書などのいずれか）を持参して下さい。▽登録することができない印鑑・戸籍、住民票、外国人登録原票に記載してある氏名、氏名、氏名の一部を組合せたものでないもの・職業や資格、その他の氏名以外の事項のほつてあるもの

・ゴム印、その他の印鑑で変形しやすいもの
・印影の大きさが、一辺の長さ八ミリより小さいもの、また、二センチ五ミリより大きいもの
・印影を鮮明に表わしにくいもの
・などが、氏名の後に「之印」とか「印」と記した印鑑などは認められません。

▽すでに登録してある方は六月三十日までに旧条例により登録した方は、七月一日から十一月二十九日まで改めて登録の手続きをしていただくこととなります。手続きをされない方、十一月三十一日以降は、その登録は無効になります。

春の合唱祭へ

どうぞおこしを

県合唱連盟主催、市教委後援による第15回岐阜県下「春の合唱祭」が、6月1日（日）午前10時から午後3時まで、西中学校体育館で開かれます。

「春の合唱祭」とは、県下各地で活躍している少年少女、高校、大学、職場、一般など約50の合唱団が一堂に集まって発表会を行うものです。

今までは岐阜市を中心に開かれてきましたが、今回初めて市内で開催されるもので、市民合唱団、加茂高校コーラス部も出演し、また、県下のトップレベルの合唱を聞くよい機会ですので、家族そろって、ぜひお出かけ下さい。入場は無料です。

「鯉のぼり」は

安全な場所に

五月の節句も近づき、大空に鯉のぼりが泳ぐ季節となりました。しかし、鯉のぼりや竿が配電線にふれたりと、停電や感電事故の原因ともなります。竿はしっかりと杭にとりつけ、万一倒れても配電線にふれたりしないよう安全な場所を選んで立てるようにしましょう。

“郷土の文化財を大切に”と保護に努める市では、三月二十二日に教育委員会を開き、諏訪神社の大杉、小山観音、佐藤家甲冑四領（正眼寺所有）の三つを、新たに市の文化財に指定しました。

飛驒・木曽川の合流点から九百
坪上流に位置し、飛驒川の中央の
巨巖の上にあつて、年間を通じて
ここを訪れる人は多い。堂の創立
ははっきりしていないが、今から
九百年前と伝えられ、濃陽洵行記

によれば、戦国時代に兵火にあったとも記されており、現在のものは、明治五年に再建されている。

馬頭観世音をまつり、毎年三月の初午の日には約三万人近い人々にぎわいをみせ、養蚕守護の神としても信仰を集めているほか、木曾義仲の母若名御前、瑞林寺開山仁済和尚にまつわる伝説がある。

今から三十六年前は、下米田町小山と陸つづきであったのが、昭和十四年の今渡ダムの建設により現在のような浮島となった。

これまで任意団体であった市の社会福祉協議会が、四月二十八日の総会で社会福祉法人として発足することに決まり、市民総参加による福祉活動を推進することになりました。

最近の福祉活動は、行政が先行する事務局的福祉から自主組織化する事務局的福祉から自主組織化する社会福祉へ脱皮し、組織を再編成するとともに、全戸会員加入運動を

延宝五年（一六七七年）佐藤家から正眼寺に寄進された。威糸に少し修理のあとが見られるが、ほとんど原形を失っていない。これと同年代と推定される具足が他に二領ある。

【諏訪神社の大杉】

下米田町段之浦の諏訪神社の境内にあって、樹齡四百年（推定）根廻り七呎、樹高二十三呎の大杉である。目通り、根廻り共立派で下部には洞穴があって、樹齡も古く市内では希少な大杉である。

- 運動については、別の広報や関係機関を通してお知らせしますが、福祉活動に対する熱意とご理解をお願いします。
- 〔社会福祉協議会の重点目標〕
- ・人間愛にもとづく助け合い運動の展開
- ・弱い立場の人々へ温かい援護活動
- ・住みよい環境づくりへの促進

知らせ

国民年金では、将来の事故や老後にそなえて今から保険料を積立てていただくことが建前になっていますが、「失業や災害などで保険料を納められない」「収入が少なく家族が多いので毎月保険料を納めることはとてもできない」といった人たちのために保険料を免除する制度があります。

この保険料の免除には、法律に定められている要件にあてはまれば、そのことを届けるだけで免除される法定免除と、保険料を納められない事情を申請して知事の承認を受けて免除される申請免除とがあります。

法定免除は、障害年金、母子福祉年金、準母子福祉年金、生活扶助を受けている間は、保険料を納めることを免除されます。

申請免除は、所得がないとき、保険料を納めることが著し

市内のスポーツ愛好者の集いである体育協会では、今月3日から5日にかけて中濃体育館を

市内のスポーツ愛好者の集いである体育協会では、今月3日から5日にかけて中濃体育館を主会場に第1回団体体育大会を開催します。

く困難なとき、本人やその家族の所得の状況によって申請が認められれば免除されます。

もちろんだれもが免除されるわけにはいきません。ことしの4月分から免除を受けたときは、6月末日までに市役所国民年金係、または各連絡所で免除の手続きをして下さい。

免除された期間は、年金を受けるための資格期間に算入されますが、納められないといって、未納のままにしていると、その期間には年金を受ける期間にされません。

【今月は福祉年金の支払月です】

6日から郵便局で支払いが行われますが、年金を受け取られませんでしたら5月31日までに国民年金証書を市年金係または各連絡所へ提出して下さい。（印かん持参）

この手続きをしないと福祉年金を受給することができなくなりますので必ず提出して下さい。

清流

この地に嫁いで十年、もう人生の山頂を下りかけた平凡な主婦には、家族と健康で明るく楽しい毎日が過せるような家庭のふんいきを作り出し、守ることが一番大切ではないでしょうか。



加茂野町 森 文子

し、お花のいけ方がわからない時は、切り取る前、つまり自然の姿を良く眺め手本としなさい」と教えられました。

それからは、木や花を見ては、あの花とあの小枝を組み合せたら

市は三月二十九日に、十名の健康優良三歳児の表彰を行いました。

今年表彰されたお子さんは、先に市内全域の約六百名の三歳児を対象に行った健康審査の結果、心身ともに健康で、また、話し方、しつけなどがしっかりしているお子さん

お母さんと一緒に表彰式にした優良児は、助役から賞状・賞品をもらい、大きな声で「ありがとう」とお礼を述べた。大喜びでした。

表彰されたみなさんは次の方々です。()内は保護者名

太田町	東本勝志(正治)
本郷町	高橋里衣(俊弥)
新池町	早川英二(成男)
田島町	二宮英樹(千満男)
中富町	山本みどり(幹)
川合町	藤原弥生(洋三)
加茂野町	桂川裕康(照男)
三和町	木沢順子(元)



助役から表彰を受ける高橋里衣さん

三和町 平野慎吾（薫）



(日本腦炎)

・該当者：46年4月1日～47年3月31日生、4歳以上の希望者

16	15	14	5/13	1				
23	22	21	5/20	2				
上古井公民館	山之上連絡所	伊深連絡所	蜂屋連絡所	三和診療所	中央公民館	下米田連絡所	加茂野連絡所	場所
3	1	3	2	1	3	1	3	
3	30	30	2	30	3	30	3	30
30	2	4	45	2	45	2	30	2

(小児マヒ)

・該当者…1回目―49年7月1日
 50年1月31日生 2回目―49年
 2月1日～49年6月30日生

30		29			28		5/27	
上古井公民館	下古井公民館	山之上連絡所	伊深連絡所	蜂屋連絡所	三和診療所	中央公民館	下米田連絡所	加茂野連絡所
3	1	3	2	1	3	1	3	1
30	30	30	30	30	30	30	30	30
3	3	3	2	3	3	3	3	3
30	2	4	45	2	45	2	30	2

この学級は、育ちゆく子ども

この学級は、育ちゆく子どもに親は今日何をどうしたらよいか。母として子どもにいかに接し、理解したらよいか。…などを、専門講師を招き同じ立場の母親同志が一緒になって学ぶものです。

お気軽に^にご応募下さい。

● 場所と定員

上古井公民館 50名(先着順)

協の活躍が期待されます。

庭球スポーツ教室（軟、硬）が
始まりました、お気軽にどうぞ。

● 開催期間（下旬）

- ・内容：乳幼児期における人間形成、幼児画による子どもの診断叱り方、ほめ方、おやつの与え方、作り方など 受講料—無料
- ・申込先：市教委（☎二一一内線三二二）または土古井公民館（☎四二九〇）まで。ハガキも可

申込期限 5月20日

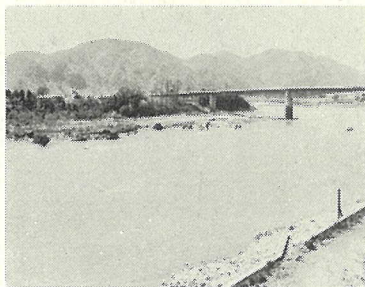
あの日 あふまじ

(5)

吉田松陰の旅

嘉永六年（一八五三）五月十四日の夕刻、深田の木曾川べりの中山道を、東に向って歩く二人の武士がありました。先を行く中年の武士（尾張藩士・太田川番所役人福寄又兵衛）は「先生、今宵はぜひ拙者の役宅にお泊り下さいませように」と、後に続く若い武士に向って、しきりにすすめます。すめられた若侍、年はまだ二十二、三ですが、鋭い眼光、ひきしまった口もと、一目でただならぬ

人物であることがわかります。この人こそ、幼にして神童とたたわれ、当時すでに天下にその名を知られていた長州の勤王家・吉田松陰その人だったのです。松陰は、故郷の萩から江戸に向う途中、この日の風ごろ鶴沼のうとう坂で又兵衛と出合い、相伴って太田までやって来たのでした。彼は又兵衛のすすめに従って川番所の官舎に泊ることになりました。官舎は木曾川の川べりにあって清流に臨み、土田山を仰ぎ見るまことに風光明媚の場所です。松陰は又兵衛の求めに応じて鬱々蒼々色 不同桃李春後凋千歳樹 相見永相親という詩を作り、書いて与えました。



松陰が仰ぎ見、詩を書いた土田山

隣家の阿部丈右衛門にも、巻物の序を書いて与えました。翌日、又兵衛らに別れを告げて松陰は中山道を江戸へ下ります。ちよろどの頃、彼の運命を変えたアメリカ艦隊が、日本めざして航海を続けていたものでした。

中濃体育館だより



月	日	曜	行	事
5	3	土	}	市体育協会球技大会
	5	月		
	8	木		環境緑化大会
	11	日		休日を体育館で
	12	月		加茂青少年地域懇談会
	15	木		グランド抽せん会
	18	日		川合西親子スポーツ会
	19	月		ドリフターズショウ
	21	水		第6回県建具大会（22日まで）
	25	日		第3回市民オリエンテーリング大会
6	1	日		前田社中琴演奏会

休館日 14・28日

第3回市民オリエンテーリング大会

日時 5月25日（日）午前9時中濃体育館集合
コース 日本ラインパーマナントコース
形式 徒歩OL1パーティ3名～5名
表彰 上位5パーティを表彰
申込 5月20日までに中濃体育館へ申し込んで下さい。

今月の相談

妊婦学級

8日・22日 中央公民館

1時～4時

成人病相談

16日 加茂野連絡所

20日 小山観音堂 9時～11時
牧野公民館 1時～2時

心配ごと相談

毎週木曜日 午後1時～4時

中央公民館 秘密厳守

巡回相談 蜂屋連絡所（12日）

結婚相談

毎週土曜日 午後1時～5時

産業文化会館 秘密厳守

戦傷病者移動相談

戦傷病者、戦没者遺族、旧軍人軍族などの援護に関する移動相談室を、次の日程で開催しますので、ぜひ、ご利用下さい。

26日 加茂県事務所 9時～3時

高齢者無料職業紹介所

12日 市役所 午後1時～4時

法律県民相談

7日・21日 県庁 1時～4時

今月の納期

5月20日限り

国民年金①

5月31日限り

国民健康保険料②

月日	場	所	時	間
6/6	加茂野連絡所			
10	伊深連絡所		1	30～2
11	蜂屋連絡所			
13	下古井公民館		1	30～2
16	上古井公民館			
17	下米田連絡所		1	30～2
18	中央公民館		1	30～2
19				
20	山之上連絡所		1	30～2

狂犬病予防注射の追加日程

5/22	下古井公民館	1	30～2
	中濃体育館	2	30～3

（6月）

銃砲刀剣類登録審査会

6月2日 美濃加茂教育事務所 10時～3時

乳児健康診査

・該当者：昭和49年5月1日～50年4月30日生